



横浜市環境創造局

横浜市環境保全条例に基づく届出書作成の手引き (土壌汚染対策)

平成21年1月 Ver 21.1

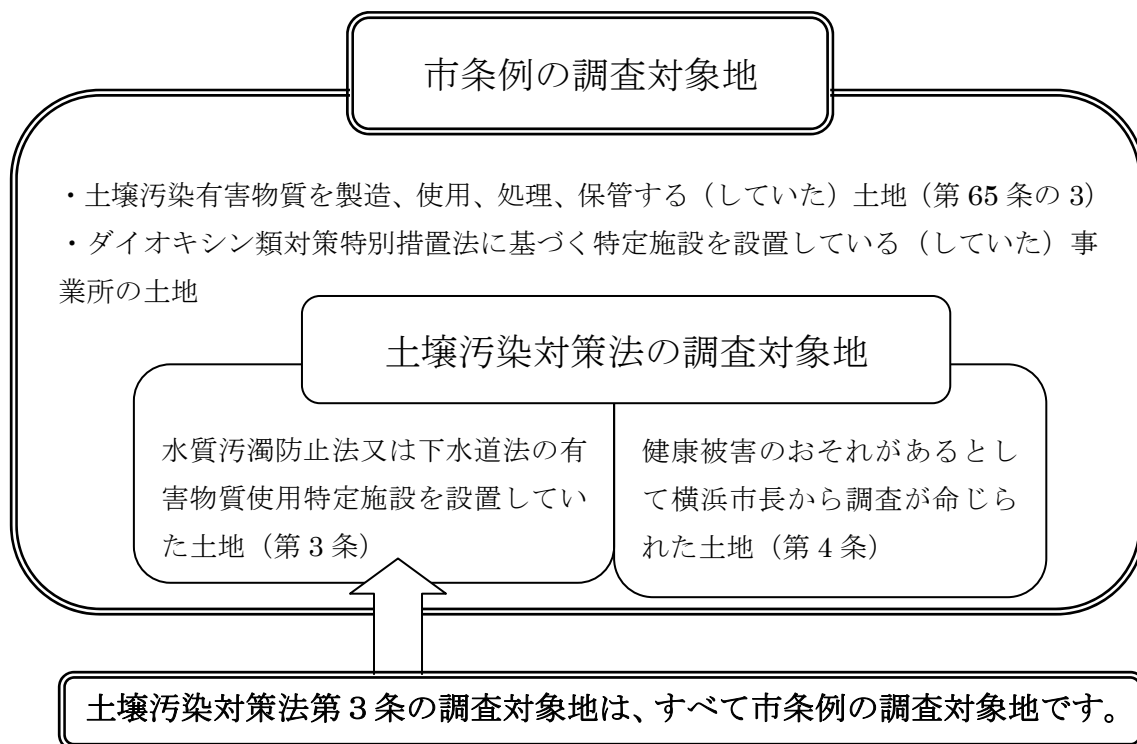
横浜市環境創造局規制指導課

【調査の対象となる土地について】

土壤汚染対策法では、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業所であった土地が調査対象地となります。

市条例では、土壤汚染有害物質を製造し、使用し、処理し、保管し、発生させ、又は排出する（していた）事業所（以下、「土壤汚染有害物質使用事業所」という。）の土地（以下、「土壤汚染有害物質使用地」という。）が調査対象地になります。

土壤汚染対策法と市条例の調査対象となる土地の関係は、図に示すとおりです。



図：土壤汚染対策法と市条例の調査対象地の関係

基本的に、土壤汚染対策法第 3 条に基づく調査対象地はすべて市条例の調査対象地となるが、土壤汚染対策法に基づいて土壤汚染状況調査を行った物質については、市条例の土壤調査で重複して行う必要はありません（土壤調査報告書は必要）。

- 土壤汚染対策法が施行された平成 15 年 2 月 15 日より前に有害物質使用特定施設を廃止し、その後当該土地で有害物質使用特定施設を使用していない場合は、法第 3 条に基づく調査義務はありません。ただし、市条例の調査義務はあります。
- 県条例が施行された平成 10 年 4 月 1 日より前に譲渡等され、その後土壤汚染有害物質の使用等がなかった土地については、市条例に基づく調査義務はありません。
- 県条例の改正（平成 16 年 10 月 1 日）前に当該土地を譲渡等され、その後ダイオキシン類特定施設の使用がなかった土地については、市条例に基づく調査義務はありません。

目次

	頁
1 届出にあたっての注意事項	1
2 条例の手続きの流れ	
(1) 概要	2～5
(2) 土壌汚染有害物質の使用状況等の記録の管理等	6～11
(3) 土壌汚染有害物質使用事業所の廃止時の手続きについて	12～14
(4) 土壌汚染有害物質使用地における土地の形質変更を行う 際の手続きについて	15～19
(5) 土壌汚染対策における周辺住民への周知を行う際の 手続きについて	20～22
(6) 調査不履行者等に対する勧告について	23～24
3 届出書様式記入例及びチェックシート	25～51
4 参考資料	52

1 届出にあたっての注意事項

条例に基づき届出書等を提出する際には、以下に示す要領に従って作成し提出して下さい。

(1) 作成部数について

条例に基づく調査及び対策等についての届出書等は、正本及び副本（事業者控え）の2部作成し提出して下さい。

(2) 提出書類の形式について

提出書類はA4紙ファイル等に綴り、その表紙に【提出書類名】、【届出者名（事業者名）】を記載して下さい。なお、図面等提出書類はA4サイズに折りたたみインデックスを用いて分かりやすくまとめて下さい。

(3) 地図等の複製利用について

市販の地図等を複写して利用する場合、その出版社から複製利用に関する承諾を必ず得るようにして下さい。

(4) 情報公開について

提出書類については、原則として全て情報公開対象文書になります。特に建築平面図・断面図は、設計者の建築設計上の技術的ノウハウが含まれていますので、使用しないで下さい。

(5) 代表者印の押印について

届出書への代表者印は不要です。事業者側で必要ならば押印して頂いても構いません。

(6) 事業所廃止前の事前相談等

効率的な土壌調査を実施し、速やかな手続きを実現するためには、あらかじめ担当者と調査方法等の十分な事前相談を行うことが重要です。

事業所の廃止については、各種手続き前の早い段階、できれば移転、廃止の計画が持ち上がった段階から、必ず事前に電話等により担当者と日時の打合せを行った後、御来庁下さい。

(7) 担当部署

横浜市 環境創造局 環境保全部 規制指導課 土壌対策担当

〒2331-0017 横浜市中区港町1-1（関内中央ビル8F）

TEL 045-671-2494・2475 FAX 045-671-2809

E-mail ks-dojoc@city.yokohama

2 条例の手続きの流れ

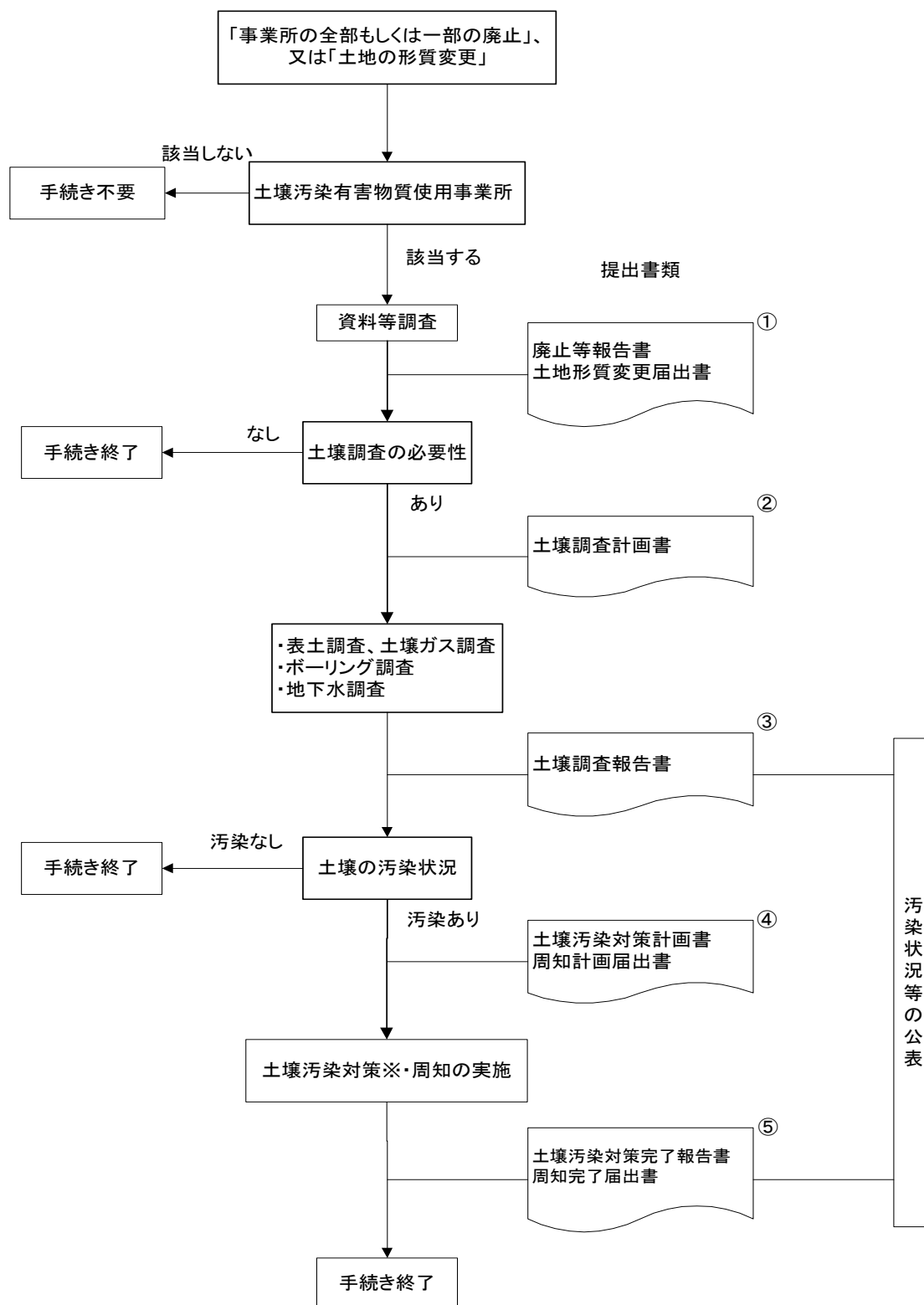
(1) 概要

工場・事業場（以下「事業所」という。）が取り扱っている有害物質によって人への健康被害が生じることを防ぐ目的で、「横浜市生活環境と保全等に関する条例」に土壌汚染対策を盛り込み、平成17年4月1日より施行しています。

土壌汚染有害物質を製造し、使用し、処理し、保管し、発生させ、又は排出する（以下「使用等」という。）事業所（以下、「土壌汚染有害物質使用事業所」という。）を設置している者は、当該事業所を全部もしくは一部を廃止しようとするとき、又は土壌汚染有害物質使用事業所の敷地（土壌汚染有害物質使用事業所が土壌汚染有害物質使用事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地及び土壌汚染有害物質使用事業所が廃止された場合の当該土壌汚染有害物質使用事業所の敷地であった土地を含む。以下「土壌汚染有害物質使用地」という。）において土地の形質変更をしようとするときに条例の手続きの対象となり、原則として資料等調査から土壌調査、土壌汚染があれば対策完了までの一連の手続きを行う必要があります。市条例の手続きの流れを図1に、条例に基づく届出の一覧を表1に、土壌汚染に係る基準を表2に示しました。

なお、土壌汚染対策法（以下「法」という。）の対象となる場合は、併せて法に基づく手続きを行うこととなります。

図1 条例の手続きの流れ



※地下水汚染があった場合には、地下水モニタリング（P. 52参照）を含む。

表 1 条例に基づく届出一覧表

		事業所の全部もしくは一部廃止	土地の形質変更	添付書類
①	資料等調査を実施したとき	土壌汚染有害物質使用事業所廃止等報告書 (細則第7号様式の2)	土壌汚染有害物質使用地に係る土地形質変更届出書 (細則第7号様式の7)	・土壌汚染有害物質の使用状況調査記録表(標準様式)、又はこれに準ずる書類
②	土壌調査計画書を作成したとき	土壌汚染有害物質使用地に係る土壌調査計画書 (細則第7号様式の3)	土壌汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壌調査計画書 (細則第7号様式の8)	・案内図、配置図、配管図、調査対象物質(使用履歴がある物質に限る)、調査地点図、試料採取方法及び分析方法などをまとめた書類
③	土壌調査を完了したとき	土壌汚染有害物質使用地に係る土壌調査報告書 (細則第7号様式の4)	土壌汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壌調査報告書 (細則第7号様式の9)	・測定結果、計画から変更事項及びその理由などをまとめた書類(計量証明書、ボーリング柱状図、試料採取写真などを添付)
④	土壌汚染対策計画を作成したとき	土壌汚染有害物質使用地に係る土壌汚染対策計画書 (細則第7号様式の5)	土壌汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壌汚染対策計画書 (細則第7号様式の10)	・対策の方法、対策図、工程、周辺環境保全などをまとめた書類
	周知計画を作成したとき	周知計画届出書 (細則第7号様式の12)		・周知方法、周知内容をまとめた書類
⑤	土壌汚染対策を完了したとき	土壌汚染有害物質使用地に係る土壌汚染対策完了報告書 (細則第7号様式の6)	土壌汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壌汚染対策完了報告書 (細則第7号様式の11)	・対策完了図、周辺環境保全の結果、対策完了を確認した事項などをまとめた書類(作業写真、計量証明書、搬出汚染土壌管理票の写しなどを添付)
	周知が完了したとき	周知完了届出書 (細則第7号様式の13)		・実施した周知内容をまとめた書類

※条例の届出様式及び記載例については、環境創造局規制指導課のホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyuu/kaihatsu/kisei/dojo/joueidoujo/index.html>

表2 土壌汚染に係る基準

土壌汚染有害物質	基準	
	土壌含有量基準(mg/kg)	土壌溶出量基準(mg/L)
四塩化炭素	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	—	0.02 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	0.002 以下
ジクロロメタン	—	0.02 以下
テトラクロロエチレン	—	0.01 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	—	0.03 以下
ベンゼン	—	0.01 以下
カドミウム及びその化合物	150 以下	0.01 以下
六価クロム化合物	250 以下	0.05 以下
シアン化合物	50 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと
水銀及びその化合物	15 以下	水銀が0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	150 以下	0.01 以下
鉛及びその化合物	150 以下	0.01 以下
砒素及びその化合物	150 以下	0.01 以下
ふっ素及びその化合物	4,000 以下	0.8 以下
ほう素及びその化合物	4,000 以下	1 以下
シマジン	—	0.003 以下
チウラム	—	0.006 以下
チオベンカルブ	—	0.02 以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	—	検出されないこと
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びEPN)	—	検出されないこと
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下	—

(2) 土壤汚染有害物質の使用状況等の記録の管理等（条例第65条の3第1項の規定による記録）

土壤汚染有害物質の使用状況や土地の利用状況等が、事業所廃止時等に土壤調査を行うときに必要な情報となります。事業者は、適時土壤汚染有害物質の使用状況等を調査し、その結果を記録として管理する必要があります。

（土壤汚染有害物質の使用状況等の記録の管理等）

第65条の3 土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある有害な物質で規則で定めるもの（以下「土壤汚染有害物質」という。）を製造し、使用し、処理し、保管し、発生させ、又は排出する事業所（以下「土壤汚染有害物質使用事業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、土壤汚染有害物質使用事業所における土壤汚染有害物質の使用状況その他規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 土壤汚染有害物質使用事業所を設置している者は、土壤汚染有害物質使用事業所の敷地（土壤汚染有害物質使用事業所が土壤汚染有害物質使用事業所に該当しない事業所となった場合の当該事業所の敷地及び土壤汚染有害物質使用事業所が廃止された場合の当該土壤汚染有害物質使用事業所の敷地であった土地を含む。以下「土壤汚染有害物質使用地」という。）の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた土地に土壤汚染有害物質使用事業所を設置していた場合において当該土壤汚染有害物質使用事業所の全部若しくは一部を返還しようとするときにあつては前項の記録を、土壤汚染有害物質使用地の全部若しくは一部を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、土壤汚染有害物質使用地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。土壤汚染有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けたもの者であっても、同様とする。

（土壤汚染有害物質の使用状況等の記録の管理等）

第56条の2 条例第65条の3第1項に規定する規則で定める物質は、第34条第2項第1号から第25号まで及び第27号に掲げる物質（同項第5号に掲げる物質にあつては六価クロム化合物、同項第27号に掲げる物質にあつてはダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設（以下「ダイオキシン類特定施設」という。）を設置する事業所が発生させ、又は排出するものに限る。以下この節において同じ。）とする。

- 2 条例第65条の3第1項の規定による調査は、次項に掲げる事項に係る資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査を行うものとし、当該事項に変更がある場合においては、その都度その状況の調査を行うものとする。
- 3 条例第65条の3第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 土壤汚染有害物質使用事業所の敷地の利用の状況の概要
 - (2) 土壤汚染有害物質事業所の敷地の造成の状況の概要
 - (3) 事業活動の概要

- (4) 土壌汚染有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況（ダイオキシン類にあつては、ダイオキシン類特定施設の種類、使用時間、使用期間及び使用状況）
- (5)ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく測定結果
- (6)施設（ダイオキシン類にあつては、ダイオキシン類特定施設。以下この項において同じ。）の破損、事故等による土壌汚染有害物質の漏洩の有無、時期、場所及び漏出量
- (7)土壌汚染有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路
- (8)排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所
- (9)土壌汚染有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
- (10)施設撤去時において土壌汚染有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所
- (11)地形、地質等の概要
- (12)その他市長が特に必要と認める事項

ア 事業所の敷地の利用の状況の概要

敷地の利用の状況とは、工場操業から今現在までの敷地の利用状況のことで、例えば工場見取り図に以下の事項を記入し、必要に応じて写真を貼付して記録とします。

- ・ 敷地内の建物の配置と建物の名称、目的
- ・ 空き地の利用状況（グラウンド、駐車場、芝生等）
- ・ 舗装の有無
- ・ 地表面の標高

なお、工場操業までの利用の状況が把握できない場合には、把握できる範囲で資料等を収集するようにする。大規模な工場であれば、航空写真を利用することもできます。

イ 事業所の敷地の造成の状況の概要

敷地の造成の状況とは、工場操業から今現在までに、盛り土等を行った状況のことで、例えば工場見取り図に以下の事項を記入し、必要に応じて写真を貼付して記録とします。

- ・ 土地造成を実施した区域、時期及び移動した土砂の量
- ・ 盛り土、掘削を行った区域の地盤高の変化
- ・ 移動した土砂の一時保管場所、保管方法

この記録は造成を行った際にその都度作成し、蓄積させれば足りるため、毎年作成する必要はありません。

なお、工場操業までの造成の状況が把握できない場合には、把握できる範囲で資料等を収集する。大規模な工場であれば、航空写真を利用することもできます。

ウ 事業活動の概要

行っていた事業活動の概要を、事業活動を行っていた期間を明確にしたうえで記録とします。

エ 土壌汚染有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況（ダイオキシン類にあつては、ダイオキシン類特定施設の種類、使用時間、使用期間及び使用状況）

事業所における土壌汚染有害物質の使用量等を把握するため、土壌汚染有害物質を含む原材料等を記録する。

土壌汚染有害物質を含むものであつても、商品名のみではそれとわからないものもあるので、商品として購入し、使用している場合、その商品の成分の中に土壌汚染有害物質が含まれていないかどうかを確認する必要があります。

- ・ 原材料、使用薬品等の名称（商品名でも可）について記録するとともに、土壌汚染有害物質の含有量について調査し記録する。
- ・ 原材料の搬入、工程ラインへの移し替え等の際に漏出し土壌汚染する可能性があるため、土壌汚染有害物質の工程ラインへの出入口及び新液、廃液の保管場所についても記録する。
- ・ 使用工程、原材料、製品、廃棄物、排水による汚染の可能性

オ ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく測定結果

ダイオキシン類特定施設の設置者は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、その施設の使用に伴い、排ガス、排水、焼却灰、ばいじん及びその他燃えがらについて、ダイオキシン類による汚染の状況を測定する義務があります。

その測定結果については、土壌調査の基礎資料として活用できるため、記録しておく必要があります。

なお、測定結果については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき横浜市長へ報告する義務があるので、この報告の写しを保管しておくことでも記録となります。

カ 施設（ダイオキシン類にあつては、ダイオキシン類特定施設。以下この項において同じ。）の破損、事故等による土壌汚染有害物質の漏洩の有無、時期、場所及び漏出量

土壌汚染有害物質の地下浸透については、従来から水質汚濁防止法や条例による規制が課せられている。ただ、規制があつても、施設や保管容器の破損等、事故時に土壌汚染が生じる場合が考えられるので、土壌汚染有害物質の漏洩を伴うような事故時には、特に詳細な記録を作成し、適切に管理する必要があります。

<記録にあたっての留意事項>

- ・ 保管容器の破損（容器の腐食等）は、漏洩が始まって長時間経ってから発見されることがあるため、漏洩の時期が特定しにくい。定期的に保管状態を調査し、破損の有無を確認する。
- ・ 腐食した保管容器から新しい保管容器への移し替えを行った場合には、その作業内容についても記録する。
- ・ 漏出の場所については、漏出した地点ではなく、漏出した汚染物質がどの範囲まで広がり、どこに流れてどこに行ったのか、という「汚染の可能性がある範囲」を図面等を利用して記録する。
- ・ 事故が生じた際に実施した緊急対策の内容についてもその概要を記録する。

キ 土壌汚染有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路

土壌汚染有害物質を含む排水や廃棄物が土壌に浸透することによって、土壌が汚染される場合がある。そのため、土壌汚染有害物質を含む排水がどこで発生し、どこを経由して排水処理を行う場所まで移送しているのか、その経路について記録する必要があります。

また、土壌汚染有害物質を含む廃棄物について、どこで発生し、どこへどのような形で搬送し、保管し、処分したのか記録する必要があります。

<記録する具体的な事項>

- ・ 排水及び廃棄物の発生量、種類及び形態
- ・ 排水の配管系統（排水桝等一時滞留するところ、排水を業者委託処分している場合は一時貯留場所等には特に注意して記録する）
- ・ 排水の処理方法、排出経路
- ・ 工場内における廃棄物の収集経路、一時貯留場所（移し替えを行う場合にあってはその場所も含めて記録する）
- ・ 廃棄物の処理方法

ク 排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所

土壌汚染有害物質を含む排水や廃棄物の処理施設には土壌汚染有害物質が定期的に導入されるため、土壌汚染が発生している可能性が高くなる。これらの施設がどのような施設であるのか、どこに位置しているのか記録する必要があります。

<記録する具体的な事項>

- ・ 処理施設の設計図（処理能力）及び実際の稼働状況（処理量）
- ・ 処理施設の構造図（特に薬品タンク、原水槽の位置、地下ピットの有無、焼却炉にあっては焼却灰・ばいじんの取り出し口等）

ケ 土壤汚染有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量

現在は廃棄物の埋立て処分は、許可を受けた場所以外は禁止されています。

ただ、過去には禁止されていない時期があったため、事業所内で埋立て処分を行っていた場合がある。埋立て処分の有無について調査し、記録しておくとともに、土壤汚染有害物質を含む廃棄物としての燃えがら、汚泥、ばいじん等を埋め立てていた経緯がある場合については、何を処理したものなのかを記録し、廃棄物の処理委託のために分析したデータがあればそれを保管管理します。

コ 施設撤去時において土壤汚染有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所

土壤汚染有害物質を取り扱っていた施設をその場で解体した場合、解体作業の内容によっては、敷地内の非汚染区域を汚染させる可能性もあるため、解体作業にあっては土壤汚染させないような配慮が重要です。

また、解体作業についての記録をすることにより、解体に際しての土壤汚染が防止できていたのか重要な資料となります。

なお、焼却施設の解体工事については条例第 99 条及び第 100 条の規定が適用され、届出が必要になっている場合がありますので、この届出の内容を記録として活用することができます。

<記録する具体的な事項>

- ・ 解体中の作業場所及び部品の仮置き場所
- ・ 解体中の土壤汚染防止策（残存する土壤汚染有害物質の除去方法、土壤汚染防止策等）
- ・ 解体後の移設先の状況

サ 地形、地質等の概要

周辺の地下水流動を判断する場合には、自然に形成された地形から地質の状況を判断する必要があるが、過去の大規模な造成工事等により、元々の状態がわからなくなってしまう場合があります。

また、周辺に工場廃液や廃棄物等の一時貯留等を行っていた場合、事業所内の汚染がその土地に起因する可能性もあります。

そのような状況に対応するため、可能な限り周辺の状況等（過去の状況も含む）についても記録する必要があります。

そのほか、建築工事の際等に事業所敷地内でボーリング等を行った場合には、地下水の状況の重要な資料となるため、土壤汚染対策の一環としてボーリングデータを保管することが大切です。

<記録する具体的な事項>

- ・ 周辺の地形図
- ・ 周辺の土地の利用状況（スナップ写真等）
- ・ 建物を建てる際に得られたボーリングデータ
- ・ その他、工事等の際に見られた特殊な地質の状況

シ その他市長が特に必要と認める事項

自主的に土壌調査を行った結果がある場合は調査方法を明確にして記録・保管します。

さらに、自主的に行った汚染土壌の浄化対策等に伴う土砂の移動についても、できる限り詳細に記録することが必要です。

その他、必要と認める事項が追加されることがあります。

(3) 土壤汚染有害物質使用事業所の廃止時の手続きについて

土壤汚染有害物質使用事業所を廃止等しようとするときの調査及び報告の義務を定めています。これは、土壤汚染有害物質を使用等していた事業者がその土地で事業を廃止等する機会に、土壤汚染有害物質使用地の土壤に係る調査を自ら行うことが、その後には土壤に起因する公害を防止するうえで最も有効であると考えられることによります。

「事業所を廃止しようとするとき」とは、当該事業所の事業全体について再開を前提とせずに廃止することを指し、事業所の移転に伴う廃止、組織の解散に伴う廃止、廃業や倒産による廃止等が該当します。当該事業所の事業が継続しているならば、土壤汚染有害物質を使用していた工程の廃止又は特定の建物の廃止は事業所の廃止に該当しません。ただし、工程を廃止又は建物を解体した土地を切り売りする場合や貸し出す場合には一部廃止に該当し、また、建物の解体等に伴い、土地の形質変更を行う場合にあっては、条例第 65 条の 5 第 1 項の規定に該当するので注意が必要です。

(土壤汚染有害物質使用事業所の廃止時等の調査等)

- 第65条の4 土壤汚染有害物質使用事業所を設置している者は、当該土壤汚染有害物質使用事業所を廃止しようとするとき、当該土壤汚染有害物質使用地の一部の使用を廃止して譲渡し、若しくは貸与しようとするとき、又は借り受けていた土地に土壤汚染有害物質使用事業所を設置していた場合において当該土壤汚染有害物質使用地の一部の使用を廃止して返還しようとするときは、規則で定めるところにより調査を行い、その結果及び規則で定める事項を市長に届け出なければならない。この場合において、土壤汚染有害物質使用事業所を設置している者が所在不明その他の理由により当該調査を行うことができないと市長が認めるときは、当該土壤汚染有害物質使用地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）が行うものとする。
- 2 前項の届出を行った者は、同項の調査の結果、土壤の汚染のおそれがないと市長が認める場合を除き、規則で定める調査の計画を作成し、市長に提出しなければならない。
 - 3 前項の規定により調査の計画を作成した者が、当該調査を誠実に実施し、当該調査を完了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。
 - 4 前項の報告を行った者は、当該報告に係る土壤汚染有害物質使用地の土壤が規則で定める土壤汚染に係る基準に適合していないときは、土壤汚染対策計画を作成し、市長に提出しなければならない。
 - 5 前項の規定により土壤汚染対策計画を作成した者が、当該計画に基づく対策を誠実に実施し、当該対策を完了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。
 - 6 前各項に規定する者は、土壤汚染有害物質使用地の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは貸与しようとするとき、又は借り受けていた土地に土壤汚染有害物質使用事業所を設置していた場合において当該土壤汚染有害物質使用地の全部若しくは一部を返還しようとするときは、前項の規定により市長に届出をし、提出し、又は報告した書類を土壤汚染有害物質使用地を譲渡し、貸与し、又は返還しようとする相手方に交付しなければならない。土壤汚染有害物質使用地を譲り受け、又は返還を受けた者にあっても、同様とする。

ア 土壤汚染有害物質使用事業所廃止等報告書

土壤汚染有害物質使用事業所を設置している者が、土壤汚染有害物質使用事業所を廃止等しようとするときは、当該地の土壤汚染有害物質の使用状況等の記録をまとめたものとして**土壤汚染有害物質使用事業所廃止等報告書(細則第7号様式の2)(40ページ)**を作成し、提出していただきます。提出の際には、26、27ページのチェックシート1に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する資料を添付して下さい。

イ 土壤汚染有害物質使用地に係る土壤調査計画書

資料等調査の結果を踏まえ土壤調査が必要と判断された場合にあっては、**土壤汚染有害物質使用地に係る土壤調査計画書(細則第7号様式の3)(41ページ)**を作成し、提出していただきます。提出の際には、28ページのチェックシート2に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する資料を添付して下さい。

土壤調査の方法は、「土壤汚染対策法及び土壤汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説に準拠して行い、土壤汚染の存在するおそれに応じ、試料採取地点を設定することになります。この計画書は、表土調査、土壤ガス調査の計画を提出していただきます。

ダイオキシン類の場合、資料等調査から比較的汚染が高いと考えられる裸地を試料採取地点とします。

なお、土壤調査計画書提出後に変更がある場合にあっては、**土壤汚染有害物質使用地に係る土壤調査報告書(規則第7号様式の4)**に変更事項を列挙し、その理由・根拠等を記載して下さい。

ウ 土壤汚染有害物質使用地に係る土壤調査報告書

土壤調査計画書に基づき実施した土壤の調査結果をまとめ**土壤汚染有害物質使用地に係る土壤調査報告書(規則第7号様式の4)(42ページ)**を作成し、提出していただきます。

提出の際には、29ページのチェックシート3に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する資料を添付して下さい。この報告書は、表土調査、土壤ガス調査の結果を提出していただきます。また、法の第3条の土壤汚染状況調査結果報告書も同時に提出することができます。

また、既に土壤調査が行われている場合に、調査結果が利用できる場合もありますので、本市担当者にご相談下さい。

エ 土壤汚染有害物質使用地に係る土壤汚染対策計画書

土壤調査の結果、土壤汚染有害物質使用地の土壤が土壤汚染に係る基準に適合していないことが確認された場合にあっては、**土壤汚染有害物質使用地に係る土壤汚染対策計画書（規則第 7 号様式の 5）（4 3 ページ）**を作成し、提出していただきます。提出の際には、30 ページのチェックシート 4 に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する資料を添付して下さい。

オ 土壤汚染有害物質使用地に係る土壤汚染対策完了報告書

当該計画に基づく対策を誠実に実施し、当該対策を完了したときは、その結果をまとめて**土壤汚染有害物質使用地に係る土壤汚染対策完了報告書（規則第7号様式の 6）（4 4 ページ）**を作成し、提出していただきます。提出の際には、31 ページのチェックシート 5 に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する資料を添付して下さい。

この対策完了報告書は、「**土壤汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説**」等を参考に作成して下さい。なお、複数の土壤汚染対策を行う場合にあっては、原則として個々の土壤汚染対策の完了にあわせて中間報告し、最終的にすべての対策が完了した場合に完了報告書を提出していただきます。また、対策が適切に完了したことを地下水の水質の測定の結果により確認する対策にあっては、対策工事が完了したら中間報告を行い、その後所定の回数について地下水基準に適合していることを確認したことをもって、対策完了報告となります。（52 ページ、「**措置の種類と地下水の水質の測定内容**」参照）中間報告については特に様式を定めていませんが、横浜市長あての鑑を添付し、完了報告に準じた簡易な報告書（作業写真、計量証明書、土管票などの添付資料は原則として不要で、完了報告書に添付して下さい。）を提出していただきます。

カ 廃止時等の調査結果、対策結果の引継ぎ

廃止時等に行われた土壤調査結果及び対策完了結果の記録については、事業者自らも保存し、土地の譲渡、返還等が行われる場合には次の相手方に継承する必要があります。

条例の手続きの途中であっても調査対象地を譲渡、返還等することは可能であり、譲渡人（事業者）は譲受人（新たな土地の所有者又は地主等）に対し、条例の手続きが必要である旨を説明するとともに、条例の届出書類等の記録を引き継ぐことが必要です。

(4) 土壤汚染有害物質使用地における土地の形質変更を行う際の手続きについて

土壤汚染有害物質使用地において土地の形質変更時に調査、対策を行う理由は、**土地の形質変更に伴って汚染土壌が飛散、流出等あるいは地下水汚染を引き起こすなど周辺の環境に影響を及ぼすことを防止するため**、調査を義務づけるとともに、対策を行うのに適正な契機にもあたるからです。

(土壤汚染有害物質使用地における土地の形質変更の実施等)

第 65 条の 5 土壤汚染有害物質使用地において土地の掘削その他形質の変更を行うとする者（以下「形質変更者」という）は、規則で定めるところにより調査を行い、その結果及び規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の土地の形質変更について準用する。

(土壤汚染有害物質使用地における土地の形質変更の届出)

第 56 条の 6 条例第 65 条の 5 第 1 項の規定による調査は、第 56 条の 3 第 1 項に定めるところにより行うものとする。

2 条例第 65 条の 5 第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 土壤汚染有害物質使用地の位置及び区域
- (3) 土壤汚染有害物質使用地に設置されている又は設置されていた土壤汚染有害物質使用事業所の名称
- (4) 土地の形質変更後の土壤汚染有害物質使用地の利用計画
- (5) 条例第 65 条の 3 第 1 項の規定による記録

ア 土地の形質変更の定義について

土地の形質変更とは、建築物若しくは工作物を設置又は撤去する目的で土地を掘削等する行為のことで、土地そのものに何らかの変化を与えることが該当します。なお、土壤汚染有害物質使用地において土地を分筆して譲渡し、敷地境界線が変更される場合は「一部廃止」に該当し、譲渡を伴わない分筆は「廃止」にも土地の形質変更にも該当しません。

条例の「土地の形質変更」について

条例の「土地の形質変更」をかみ砕いて表現をすれば、現在の地表面（建築物や工作物の基礎等が地表面より下にある場合は、その直下や周辺の土壌も含む）を乱す行為のこと。土壌を乱すことにより適正な土壌調査や対策が行うことができなくなり、汚染土壌があった場合、周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため、その前に土壌調査や対策を行うことを規定しました。

イ 土地の形質変更における届出が要・不要の判断基準について

「土地の形質変更」は、土壤汚染有害物質使用地の一部での土地の形質変更も含まれます。また、舗装の恒久的な設置など、その後土壤調査が困難になるような変更についても形質変更となります。形質変更を行おうとする場合はすべて届出が必要です。ただし、敷地内の樹木等の修復工事などの通常の管理行為など軽易な行為（※1）であって、次の要件をすべて満たす場合は形質変更とはしないこととします。（図 2 参照）（届出対象外）

- ア 面積が 10 m²以下の変更であること
- イ 高さが 1.5m を超える法を生ずる切り土又は盛土を伴わない変更であること
- ウ 土壤汚染有害物質使用地においては、土壤汚染有害物質の使用等が行われた履歴がない範囲の土地の変更であること
- エ ダイオキシン類により土壤が汚染されている可能性がない範囲の土地の変更であること

※1 <軽易な行為の例>

- 1 アスファルト舗装の補修（陥没部分の補修、轍の解消など）
- 2 街路樹の植え替え
- 3 緑地の土の補充
- 4 土地の改変を伴わない建築物（工作物を含む）の変更

<軽易な行為に当たらない行為の例>

- 1 裸地に対する舗装の設置
- 2 建築物の設置又は除去
- 3 基礎の設置又は除去に伴う施設の変更

表土のアスファルト舗装は、軽易な行為と形質変更にあたる恒久的な措置に分けて考えることとします。軽易な行為とは、アスファルト舗装でも陥没部分の補修や轍の解消であり、軽易な行為に当たらない行為とは裸地に対して直接アスファルト舗装する（設置）などです。

上記のほかに排水ピット等を撤去せずに単に埋め戻す行為は土地の形質変更に該当しません。ただし、埋め戻すことにより当該排水ピット等が廃棄物に該当する場合には、廃掃法に抵触するので、資源循環局産業廃棄物対策課と相談して下さい。排水ピット等の埋め戻し後、当該排水ピット等を撤去する場合には、その直下を土壤汚染が存在するおそれがある土地に分類して土壤調査を行う必要性があります。

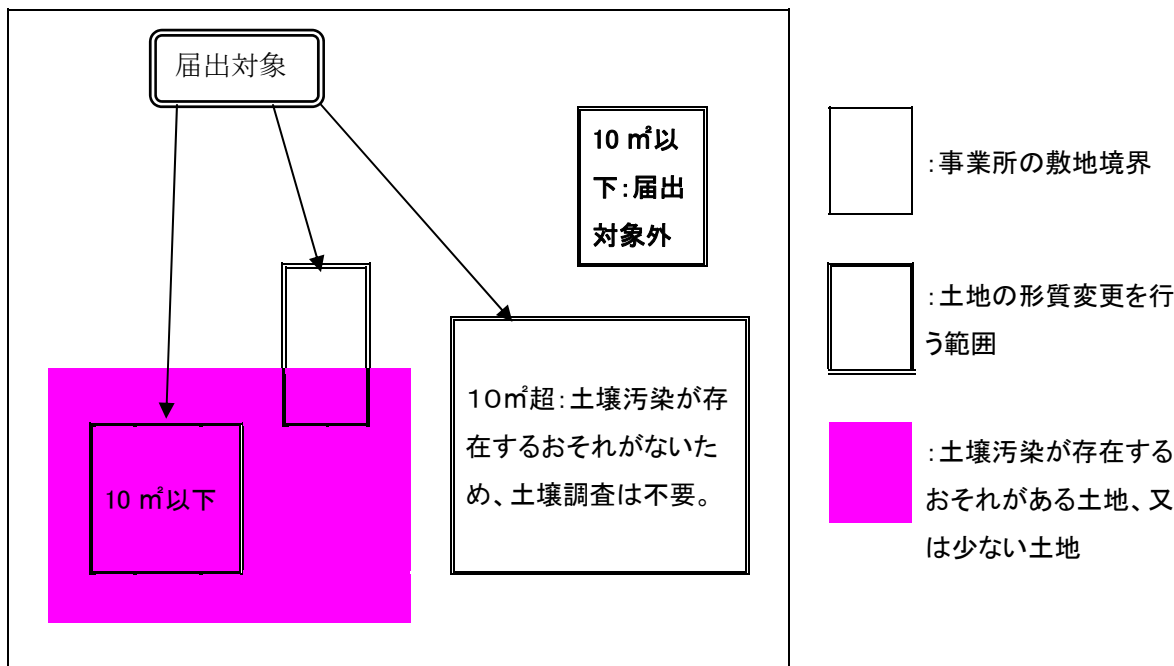


図2 土地の形質変更に係る届出の要不要のイメージ

ウ 土地の形質変更に係る手続きについて

条例の土地の形質変更該当する場合には、以下の手続きが必要です。手続きの流れは基本的には土壤汚染有害物質使用事業所の廃止時と同じです。

(7) 土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更届出書（資料等調査）

土壤汚染有害物質使用地における形質変更者が、土壤汚染有害物質使用地において土地の形質変更をしようとするときは、当該地全体の土壤汚染有害物質の使用状況等の記録をまとめるとともに、土地の形質変更を行おうとする対象地における状況等をまとめたものとして**土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更届出書（規則第7号様式の7）（45ページ）**を作成し、提出していただきます。

提出の際には、32、33ページのチェックシート6に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する資料を添付して下さい。

なお、土地の形質変更を行うすべての土地を土壤汚染が存在するおそれがない土地に分類され、かつ届出が必要な要件を満たす場合にあっては、**土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更届出書（規則第7号様式の7）**を提出し土壤調査は不要となります。

(イ) 土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壤調査計画書

資料等調査の結果を踏まえ土壤調査が必要と判断された場合にあつては、**土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壤調査計画書（規則第7号様式の8）（46ページ）**を作成し、提出していただきます。

提出の際には、34ページのチェックシート7に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する資料を添付して下さい。土壤調査の方法は、「**土壤汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説**」に準じて行い、土壤汚染の存在するおそれに応じ、試料採取地点を設定することとなります。この計画書には、表土調査、土壤ガス調査の計画を提出していただきます。

ダイオキシン類の場合、資料等調査から比較的汚染が高いと考えられる裸地を試料採取地点とします。

なお、土壤調査計画書提出後に変更がある場合は、土壤調査報告書に変更事項し、その理由・根拠等を明記する必要があります。

また、法及び条例の両方に該当している場合は、調査項目を省略できる場合もあります。

(ウ) 土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壤調査報告書

土壤調査計画書を作成した者が、当該土壤調査を誠実に実施し、完了したときは、その結果をまとめて、**土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壤調査報告書（規則第7号様式の9）（47ページ）**を提出していただきます。

提出の際には、35ページのチェックシート8に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する資料を添付して下さい。

(イ) 土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壤汚染対策計画書

土壤調査の結果、土壤汚染有害物質使用地の土壤が土壤汚染に係る基準に適合していないことが確認された場合にあつては、**土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壤汚染対策計画書（規則第7号様式の10）（48ページ）**を作成し、提出していただきます。

提出の際には、36ページのチェックシート9に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する資料を添付して下さい。

(カ) 土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壤汚染対策完了報告書

当該対策を完了したときは、その結果をまとめて**土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壤汚染対策完了報告書（規則第7号様式の11）（49ページ）**を作成し、提出していただきます。提出の際には、37ページのチェックシート10に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する資料を添付して下さい。この対策完了報告書は、「**土壤汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説**」等を参考に作成して下さい。なお、複数の土壤汚染対策を行う場合にあつては、原則として個々の土壤汚染対策の完了にあわせて中間報告し、最終的にすべての対策が完了した場合に完了報告書を提出していただきます。また、対策が適切に完了したことを地下水の水質の測定の結果により確認する対策にあつては、対策工事が完了したら中間報告を行い、その後所定の回数について地下水基準に適合していることを確認したことをもって、対策完了報告となります。（52ページ、「**措置の種類と地下水の水質の測定内容**」参照）中間報告については特に様式を定めていませんが、横浜市長あての鑑を添付し、完了報告に準じた簡易な報告書（作業写真、計量証明書、土管票などの添付資料は原則として不要で、完了報告書に添付して下さい。）を提出していただきます。

(カ) 土地の形質変更時の調査結果、対策結果の引継ぎ

土地の形質変更時に行われた土壤調査結果及び対策完了結果の記録については、事業者自らも保存し土地の譲渡等が行われる場合には次の相手方に継承する必要があります。

(5) 土壌汚染対策における周辺住民への周知を行う際の手続きについて

汚染土壌の掘削等を伴う工事が実施される場合は、工事により周辺環境に影響を与えないようにすることが必要です。そのため、周辺住民へ対策についての情報提供し、何をしているのか明らかにすることで、不安を取り除き、理解を得るためにも住民への周知が重要なので、その方法等を届け出ることを義務付けました。

(周辺住民への周知計画の提出)

第 65 条の 6 第 65 条の 4 第 4 項（前条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により土壌汚染対策計画を作成した者その他規則で定める者は、規則で定めるところにより周辺住民にその概要を周知する計画（以下「周知計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 前項の規定により周知計画を作成した者は、当該周知計画を市長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により周知計画を作成した者が、当該周知計画に基づく周知を誠実に実施し、当該周知を完了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(周知計画の作成)

第 56 条の 7 条例第 65 条の 6 第 1 項に規定する規則で定める者は、土壌汚染対策法第 9 条第 1 項に規定する者とする。

- 2 条例第 65 条の 6 第 1 項に規定する周知計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 土壌汚染有害物質使用地の位置及び区域
 - (3) 土壌汚染有害物質使用地に設置されている又は設置されていた土壌汚染有害物質使用事業所の名称
 - (4) 周知の予定年月日
 - (5) 周知の方法
 - (6) 周知の対象
 - (7) 周知する土壌汚染対策計画の概要

ア 周知の対象範囲及び対象者について

周知の対象範囲及び対象者としては、原則として、土壌汚染対策計画を実施しようとする土壌汚染有害物質使用地又は法第 3 条あるいは第 4 条の調査対象となった敷地に隣接する自治会の範囲内の住民とする。自治会がない場合は、地域の実情にあわせ、隣接する同一地番内の住民など、自治会相当の範囲内の住民とする。

イ 周知の内容について

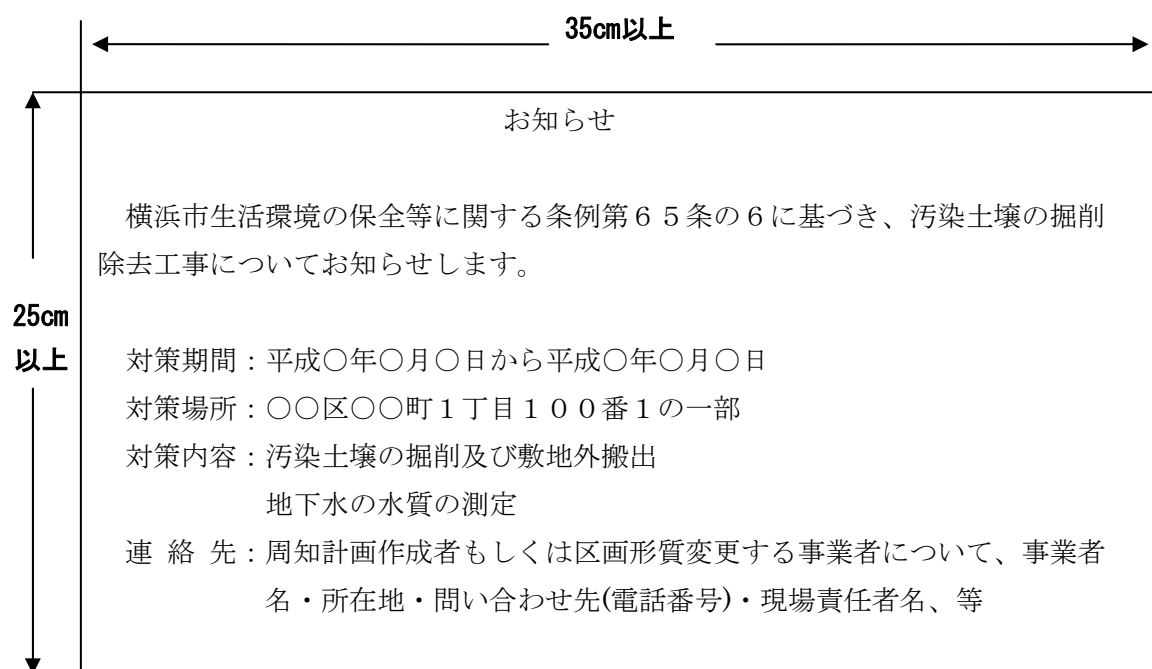
周知すべき内容は、土壌汚染対策計画書に盛り込まれた対策の概要です。

ウ 周知の方法について

周知の方法としては、地下水汚染の可能性がある場合など周辺への影響が大きいと考えられる場合等にあつては周辺住民への説明会の開催、地下水汚染には至らないものの汚染濃度が高い場合等にあつては周辺住民によって構成される自治会への文書による情報提供、汚染が表層でとどまるなど軽易な場合等にあつては周辺住民によって構成される自治会への口頭による情報提供が考えられるので、汚染の程度や地域の状況等を考慮して実施して下さい。最低限の周知方法としては、周辺の住民が閲覧しやすい場所に現場掲示板を掲示することとします。

現場掲示板に掲示すべき項目を以下に示したので参考にして下さい。また、現場掲示板の大きさは、概ね縦25cm以上×横35cm以上とし、材質は木板、プラスチック板その他これに類するものとして下さい。

現場掲示板の例



なお、住民説明会やチラシ等による周知を行った場合にあつては、周辺住民が対策を完了したことを周知しないと土壌汚染が残存していると誤解する場合もあることから、必要に応じて周辺住民に完了した旨を周知することが望ましい。

エ 周知を行う時期について

周知の時期については、周知する趣旨を踏まえ、土壌汚染対策に着手する前に実施して下さい。また、現場掲示板の掲載期間は、土壌汚染対策に着手する前から完了するまでの期間とします。例えば、掘削除去後地下水の水質の測定を行う場合にあっては、当該測定期間も含めることとなります。

オ 周知計画届出書の提出について

土壌汚染対策計画書を作成した者等は、**周知計画届出書（規則第7号様式の12）（50ページ）**を作成し、土壌汚染対策計画書と併せて提出していただきます。提出の際には、38ページのチェックシート11に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する資料を添付して下さい。また、当該届出書には、掲示予定の現場掲示板の見本や掲示する場所がわかる図面等を添付するとともに、住民説明会を開催する場合にあっては説明資料等を、自治会への文書を提供する場合にあっては当該文書を添付して下さい。

なお、工業専用地域などにおいて、周辺住民が存在しない場合は、周知計画書にその旨を記載し、提出して下さい。

カ 周知完了届出書の提出について

周知計画を作成した者が、当該周知計画に基づく周知を誠実に実施し、当該周知を完了したときは**周知完了届出書（規則第7号様式の13）（51ページ）**を作成し、土壌汚染対策完了報告書と併せて提出していただきます。提出の際には、39ページのチェックシート12に示す事項を確認しますので、これらの事項を説明する資料を添付して下さい。また、当該届出書には、掲示した現場掲示板の見本や掲示した場所がわかる図面、現場写真等を添付するとともに、必要に応じて、住民説明会を開催した場合にあっては説明資料及び説明会の開催状況をまとめた資料等を、自治会への文書を提供した場合にあっては当該文書を添付して下さい。周知の年月日や方法などについて変更があった場合にあっては、その他に変更理由等を明記することとなります。

なお、工業専用地域などにおいて、周辺住民が存在しない場合は、周知完了届出書にその旨を記載し、提出して下さい。

(6) 調査不履行者等に対する勧告について

横浜市長は、土壤汚染有害物質使用事業所を設置している者若しくは所有者又は形質変更者に対し、土壤の汚染を防止するため、必要な指導及び助言を行うことができることとしました。

(調査等に係る指導及び勧告)

第65条の8 市長は、土壤汚染有害物質使用事業所を設置している者若しくは所有者又は形質変更者に対し、土壤の汚染を防止するため、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、土壤汚染有害物質使用事業所を設置している者若しくは所有者等又は形質変更者に対し、調査を行うこと及びその結果を報告することその他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 第65条の4第1項又は第65条の5第1項の規定による調査を行っていないと認める場合
- (2) 第65条の4第2項（第65条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画を作成していないと認める場合
- (3) 第65条の4第3項（第65条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による調査を行っていないと認める場合
- (4) 第65条の4第4項（第65条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による土壤汚染対策計画を作成していないと認める場合
- (5) 第65条の4第5項（第65条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による対策を行っていないと認める場合
- (6) 周知計画を作成していないと認める場合
- (7) 第65条の6第3項の規定による周知を行っていないと認める場合

ア 調査等に係る勧告について

横浜市長は、土壤汚染有害物質使用事業所を設置している者又は形質変更者等が、(ア)～(キ)に該当する場合にあっては、調査を行うこと及びその結果を報告することその他の必要な措置をとるべきことを勧告することができることとしました。

- (ア) 資料等調査を行っていないと認める場合
- (イ) 土壤調査計画書を作成していないと認める場合
- (ウ) 土壤調査を行っていないと認める場合
- (エ) 土壤汚染対策計画を作成していないと認める場合
- (オ) 土壤汚染対策を行っていないと認める場合
- (カ) 周知計画を作成していないと認める場合
- (キ) 周知を行っていないと認める場合

イ 勧告に従わない者の氏名等の公表について

(勧告に従わなかった者の公表)

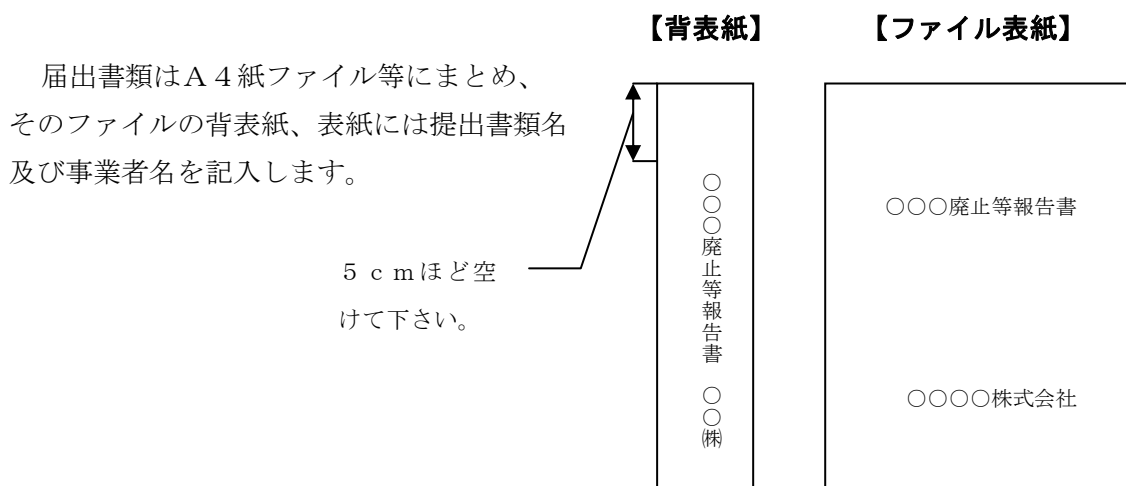
第 156 条 市長は、…、第 65 条の 8 第 2 項、…の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

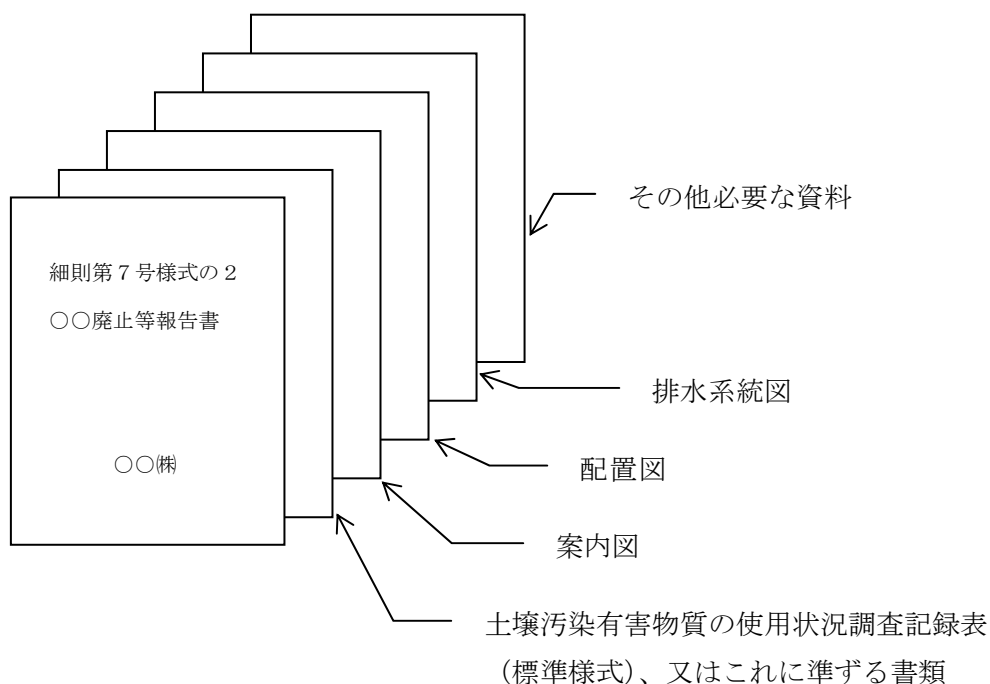
勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、横浜市長は、勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他規則で定める事項を公表します。

土壌汚染有害物質使用事業所に係る廃止等報告書製本例（参考）

土壌汚染有害物質使用事業所廃止等報告書（細則第7号様式の2）は、下記を参考に正本及び副本（事業者控え）を作成していただきます。なお、副本（事業者控え）は審査完了後返却いたします。なお、他の届出書についても本製本例を参考に作成して下さい。



【正本順序】



3 届出書様式記入例及びチェックシート

チェックシート1 土壤汚染有害物質使用事業所に係る廃止等報告書チェックシート

	記載事項	チェック内容	チェック欄
1	報告者の住所及び氏名	住所及び氏名が正しく記載してあること ・代表者印は不要(必要なら押印してもらっても構いません) ・例えば、市条例、下水道法、水質汚濁防止法の届出等を参考にする	<input type="checkbox"/>
2	事業所の名称等	名称及び所在地が正しく記載してあること (使用地の土地登記簿の地番は掲載されていること)	<input type="checkbox"/>
3	廃止等の理由	正しく記載してあること。一部、全部のどちらかに○印を付してあること	<input type="checkbox"/>
4	廃止等予定年月日	正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>
5	移転後の所在地及び連絡先	移転による廃止の場合、移転先の所在地及び連絡先が正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>
6	市条例第65条の3第1項の規定による記録(「土壤汚染有害物質の使用状況調査記録表」は標準様式のため、これ以外様式でも項目が網羅されていればよい)	(1)「事業所の敷地の利用の状況」の概要が明記してあること (2)「事業所の敷地の造成の状況」の概要が明記してあること (3)「事業活動の概要」が明記してあること (4)「土壤汚染有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況(ダイオキシン類にあっては、ダイオキシン類特定施設の種類、使用時間、使用期間及び使用状況)」の各項目が明記してあること (5)「ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項及び第2項の規定に基づく測定結果」が添付等してあること (6)「施設(ダイオキシン類にあっては、ダイオキシン類特定施設。)の破損、事故等による土壤汚染有害物質の漏洩の有無、時期、場所及び漏出量」の各項目が明記してあること (7)「土壤汚染有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路」の各項目が明記してあること (8)「排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所」の各項目が明記してあること	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

		<p>(9)「土壤汚染有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量」の各項目が明記してあること <input type="checkbox"/></p> <p>(10)「施設撤去時において土壤汚染有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所」の各項目が明記してあること <input type="checkbox"/></p> <p>(11)「地形、地質等の概要」が明記してあること <input type="checkbox"/></p> <p>(12)「その他市長が特に必要と認める事項」が明記してあること <input type="checkbox"/></p> <p>・PCB を含む電気機器(コンデンサー、トランス、蛍光灯安定器等)を使用又は保管している(いた)場合にあっては、PCB 特別措置法に基づく最新の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書(保管事業者用)」の写しを添付してあること <input type="checkbox"/></p> <p>・土壤汚染が存在するおそれがなく、土壤調査が不要の場合、そう判断できる根拠が明記してあること <input type="checkbox"/></p> <p>・情報公開において非開示にあたる項目を必要以上に記載してないこと <input type="checkbox"/></p>	
7	連絡先	正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>

※ 市条例に基づく届出に係る情報公開について

市条例に基づき提出された各種届出は、原則としてすべて情報公開の対象文書です。公開されることにより不利益を被る恐れのある項目は、記載しないで下さい。

チェックシート2 土壌汚染有害物質使用地に係る土壌調査計画書チェックシート

	記載事項	チェック内容	チェック欄
1	届出者の住所及び氏名	住所及び氏名が正しく記載してあること 代表者印は不要(必要なら押印してもらっても構いません) ・例えば、市条例、下水道法、水質汚濁防止法の届出等を参考にする	<input type="checkbox"/>
2	事業所の名称等	事業所の名称、所在地は正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>
3	調査の種類	調査対象物質に該当する調査が選択してあること	<input type="checkbox"/>
4	調査対象物質・調査地点・試料採取方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・調査を行う目的に、市条例のことが明記してあること <input type="checkbox"/> ・調査対象地、調査対象物質の選定が適切であること <input type="checkbox"/> ・土壌汚染が存在するおそれの3分類が適切であること <input type="checkbox"/> ・調査対象区画の設定が適切であること(起点の設置、区画の統合、回転も含む) <input type="checkbox"/> ・試料採取地点の設定が適切であること <input type="checkbox"/> ・試料の採取方法、分析方法が適切であること <input type="checkbox"/> ・過去に土地の改変があった場合、正しい基準面で調査を行うこと <input type="checkbox"/> ・案内図、配置図、配管図、調査地点図は添付してあること <input type="checkbox"/> ・情報公開において非開示にあたる項目を必要以上に記載してないこと <input type="checkbox"/> 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	調査予定期間	調査に要すると予想される期間が記載してあること	<input type="checkbox"/>
6	連絡先	正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>

※建築平面図はたとえ当該建物が除却されなくなる場合であっても、情報公開条例において非開示となる項目であることから、届出に添付する図面は建築平面図を基に作成しないで下さい。

チェックシート5 土壌汚染有害物質使用地に係る土壌汚染対策完了報告書チェックシート

	記載事項	チェック内容	チェック欄
1	届出者の住所及び氏名	届出者の氏名、住所は正しく記載してあること ・代表者印は不要(必要なら押印してもらっても構いません) ・例えば、条例、下水道法、水質汚濁防止法の届出等を参考にする	<input type="checkbox"/>
2	事業所名称等	事業所の名称、所在地は正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>
3	処理対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対策を行った目的に、条例のことが明記してあること <input type="checkbox"/> ・対策を実施した汚染範囲や土量が変わる表及び図面が添付してあること <input type="checkbox"/> ・周辺環境への汚染拡散防止対策を適切に実施したことを明記してあること <input type="checkbox"/> ・場外搬出した場合にあつては、搬出汚染土壌管理票等により適切に行われたことが確認してあること <input type="checkbox"/> ・地下水汚染が判明した場合、観測井を設置してあること <input type="checkbox"/> ・地下水の水質の測定回数は適切に実施してあること <input type="checkbox"/> ・地下水の水質の測定結果は、所定の期間、地下水汚染が生じていないことを確認してあること <input type="checkbox"/> ・埋め戻し土は品質管理の分析結果が添付してあること <input type="checkbox"/> ・対策実施中の作業写真が添付してあること <input type="checkbox"/> ・土壌汚染対策計画書から変更があつた場合、変更内容及び理由等が明記してあること <input type="checkbox"/> ・その他実施した対策に応じて、必要事項が記載してあること <input type="checkbox"/> ・現地内処理対策若しくは現地外処理対策のどちらか又は両方にチェックしてあること <input type="checkbox"/> 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	処理対策実施期間	対策を実施した期間が正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>
5	連絡先	正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>

なお、当該報告書を受理した場合にあつては、第65条の7第1項の規定により公表台帳を調製し、一般の供覧に供することとなります。

チェックシート6 土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更届出書チェックシート

	記載事項	チェック内容	チェック欄
1	届出者の住所及び氏名	住所及び氏名が正しく記載してあること ・代表者印は不要(必要なら押印してもらっても構いません) ・例えば、市条例、下水道法、水質汚濁防止法の届出等を参考にする	<input type="checkbox"/>
2	事業所の名称等	名称及び所在地が正しく記載してあること (使用地の土地登記簿の地番は掲載されていること。)	<input type="checkbox"/>
3	土壤汚染有害物質使用地の位置及び区域	・土壤汚染有害物質使用地の位置及び区域がわかる図面が添付してあること ・形質変更面積が記載してあること	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	土地形質変更予定年月日	正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>
5	土地形質変更の理由及び利用	正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>
6	市条例第65条の3第1項の規定による記録 (「土壤汚染有害物質の使用状況調査記録表」は標準様式のため、これ以外様式でも項目が網羅されていればよい)	(1)「事業所の敷地の利用の状況」の概要が明記してあること (2)「事業所の敷地の造成の状況」の概要が明記してあること (3)「事業活動の概要」が明記してあること (4)「土壤汚染有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況(ダイオキシン類にあつては、ダイオキシン類特定施設の種類、使用時間、使用期間及び使用状況)」の各項目が明記してあること (5)「ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項及び第2項の規定に基づく測定結果」が添付等してあること (6)「施設(ダイオキシン類にあつては、ダイオキシン類特定施設。)の破損、事故等による土壤汚染有害物質の漏洩の有無、時期、場所及び漏出量」の各項目が明記してあること (7)「土壤汚染有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路」の各項目が明記してあること	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

		(8)「排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所」の各項目が明記してあること	<input type="checkbox"/>
		(9)「土壌汚染有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量」の各項目が明記してある	<input type="checkbox"/>
		(10)「施設撤去時において土壌汚染有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所」の各項目が明記してあること	<input type="checkbox"/>
		(11)「地形、地質等の概要」が明記してあること	<input type="checkbox"/>
		(12)「その他市長が特に必要と認める事項」が明記してあること	<input type="checkbox"/>
		・PCBを含む電気機器(コンデンサー、トランス、蛍光灯安定器等)を使用又は保管している(いた)場合にあっては、PCB 特別措置法に基づく最新の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書(保管事業者用)」の写しを添付してあること	
		・「形質変更」の内容がわかる資料等が添付してあること	<input type="checkbox"/>
		・土壌汚染が存在するおそれがなく、土壌調査が不要の場合、そう判断できる根拠が明記してあること	<input type="checkbox"/>
		・情報公開において非開示にあたる項目を必要以上に記載してないこと	<input type="checkbox"/>
7	連絡先	正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>

※ 市条例に基づく届出に係る情報公開について

市条例に基づき提出された各種届出は、原則としてすべて情報公開の対象文書です。公開されることにより不利益を被る恐れのある項目は、記載しないで下さい。

チェックシート7 土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壤調査計画書チェックシート

	記載事項	チェック内容	チェック欄
1	届出者の住所及び氏名	住所及び氏名が正しく記載してあること 代表者印は不要(必要なら押印してもらっても構いません) ・例えば、市条例、下水道法、水質汚濁防止法の届出等を参考にする	<input type="checkbox"/>
2	事業所の名称等	事業所の名称、所在地は正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>
3	調査の種類	調査対象物質に該当する調査が選択してあること	<input type="checkbox"/>
4	調査対象物質・調査地点・試料採取方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・調査を行う目的に、市条例のことが明記してあること <input type="checkbox"/> ・調査対象地、調査対象物質の選定が適切であること <input type="checkbox"/> ・土壤汚染が存在するおそれの3分類が適切であること <input type="checkbox"/> ・調査対象区画の設定が適切であること(起点の設置、区画の統合、回転も含む) <input type="checkbox"/> ・試料採取地点の設定が適切であること <input type="checkbox"/> ・試料の採取方法、分析方法が適切であること <input type="checkbox"/> ・過去に土地の改変があった場合、正しい基準面で調査を行うこと <input type="checkbox"/> ・案内図、配置図、配管図、調査地点図は添付してあること <input type="checkbox"/> ・情報公開において非開示にあたる項目を必要以上に記載してないこと <input type="checkbox"/> 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	調査予定期間	調査に要すると予想される期間が記載してあること	<input type="checkbox"/>
6	連絡先	正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>

※建築平面図はたとえ当該建物が除却されなくなる場合であっても、情報公開条例において非開示となる項目であることから、届出に添付する図面は建築平面図を基に作成しないで下さい。

チェックシート10 土壌汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壌汚染対策完了報告書チェックシート

	記載事項	チェック内容	チェック欄
1	届出者の住所及び氏名	届出者の氏名、住所は正しく記載してあること ・代表者印は不要(必要なら押印してもらっても構いません) ・例えば、市条例、下水道法、水質汚濁防止法の届出等を参考にする	<input type="checkbox"/>
2	事業所名称等	事業所の名称、所在地は正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>
3	処理対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対策を行った目的に、市条例のことが明記してあること <input type="checkbox"/> ・対策を実施した汚染範囲や土量がわかる表及び図面が添付してあること <input type="checkbox"/> ・周辺環境への汚染拡散防止対策を適切に実施したことを明記してあること <input type="checkbox"/> ・場外搬出した場合にあつては、搬出汚染土壌管理票等により適切に行われたことが確認してあること <input type="checkbox"/> ・地下水汚染が判明した場合、観測井を設置してあること <input type="checkbox"/> ・地下水が観測された場合、地下水の水質の測定回数は適切に実施してあること <input type="checkbox"/> ・地下水の水質の測定結果は、所定の期間、地下水汚染が生じていないことを確認してあること <input type="checkbox"/> ・埋め戻し土は品質管理の分析結果が添付してあること <input type="checkbox"/> ・対策実施中の作業写真が添付してあること <input type="checkbox"/> ・土壌汚染対策計画書から変更があつた場合、変更内容及び理由等が明記してあること <input type="checkbox"/> ・その他実施した対策に応じて、必要事項が記載してあること <input type="checkbox"/> ・現地内処理対策若しくは現地外処理対策のどちらか又は両方にチェックしてあること <input type="checkbox"/> 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	処理対策実施期間	対策を実施した期間が正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>
5	連絡先	正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>

なお、当該報告書を受理した場合にあつては、第65条の7第1項の規定により公表台帳を調製し、一般の供覧に供することとなります。

チェックシート 1 1 周知計画届出書チェックシート

	記載事項	チェック内容	チェック欄
1	届出者の住所及び氏名	届出者の氏名、住所は正しく記載してあること ・代表者印は不要(必要なら押印してもらっても構いません) ・例えば、市条例、下水道法、水質汚濁防止法の届出等を参考にする	<input type="checkbox"/>
2	事業所の名称等	事業所の名称、所在地は正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>
3	土壤汚染有害物質使用地の位置及び区域	土壤汚染有害物質使用地の位置及び区域がわかる図面が添付してあること	<input type="checkbox"/>
4	周知の予定年月日	周知に要すると予想される予定年月日が記載してあること	<input type="checkbox"/>
5	周知の方法	具体的な周知の方法が記載してあること	<input type="checkbox"/>
6	周知の対象	・周知する住民の範囲を明確に記載してあること ・周辺に住民がいない場合、住宅地図等を用いて住民がいないことを明記してあること ・周知範囲を変更する場合は、以前に提出した周知計画書の提出日及び以前の周知範囲と、変更しようとしている周知範囲を明記してあること ・やむをえず周知する範囲を縮小する場合は、その理由が明記してあること	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	周知する土壤汚染対策の概要	周知する土壤汚染対策の概要が明記してあること	<input type="checkbox"/>
8	その他	周知に用いる文書、掲示内容等が添付してあること	<input type="checkbox"/>
9	連絡先	正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>

チェックシート 1 2 周知完了届出書チェックシート

	記載事項	チェック内容	チェック欄
1	届出者の住所及び氏名	届出者の氏名、住所は正しく記載してあること ・代表者印は不要(必要なら押印してもらっても構いません) ・例えば、市条例、下水道法、水質汚濁防止法の届出等を参考にする	<input type="checkbox"/>
2	事業所の名称等	事業所の名称、所在地は正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>
3	土壤汚染有害物質使用地の位置及び区域	土壤汚染有害物質使用地の位置及び区域がわかる図面が添付してあること	<input type="checkbox"/>
4	周知の年月日	周知を実施した年月日が正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>
5	周知の方法	「〇年〇月〇日付け提出済みの周知計画書のとおり」のように明記してあること	<input type="checkbox"/>
6	周知の対象	「〇年〇月〇日付け提出済みの周知計画書のとおり」のように明記してあること	<input type="checkbox"/>
7	周知した土壤汚染対策の概要	「〇年〇月〇日付け提出済みの周知計画書のとおり」のように明記してあること	<input type="checkbox"/>
8	その他	・周知に用いた文書、掲示内容及び掲示状況がわかる写真等が添付してあること ・周知計画から変更があった場合には、変更内容及び理由等が記載してあること	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	連絡先	正しく記載してあること	<input type="checkbox"/>

《記入例》

土壤汚染有害物質使用事業所廃止等報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(報告先)
横浜市長

報告者 住 所 **横浜市〇区〇〇町〇-〇-〇**
株式会社〇〇〇 横浜事業所
氏 名 **代表取締役社長 〇〇 〇〇**
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

社印等は
不要です

横浜市生活環境の保全等に関する条例第65条の4第1項の規定により次のとおり報告
します。

事業所の名称等	名 称	株式会社〇〇〇 横浜事業所
	所在地	横浜市〇区〇〇町〇-〇-〇 横浜市〇区〇〇町〇〇番地 ※書ききれない場合は別紙にまとめて下さい
廃止等の理由 (一部、 <u>全部</u>)	移転に伴う全部廃止	
廃止等予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
移転後の所在地及び連絡先	住所	〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇-〇-〇
	連絡先	0123-45-6789
条例第65条の3第1項の規定による記録	(1)事業所の敷地の利用の状況の概要 別紙(1) (2)事業所の敷地の造成の状況の概要 別紙(2) (3)事業活動の概要 別紙(3) (4)土壤汚染有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況 別紙(記録表) (5)ダイオキシン類対策措置法第28条第1項及び第2項の規定に基づく測定結果 別紙() なし (6)施設の破損、事故等による土壤汚染有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量 別紙(記録表) (7)土壤汚染有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路 別紙(記録表) (8)排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所 別紙(記録表) (9)土壤汚染有害物質を含む廃棄物の埋め立て等の有無、時期、場所及び量 別紙(記録表) (10)施設撤去時において土壤汚染有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所 別紙() なし (11)地形、地質等の概要 別紙(4) (12)その他市長が特に必要と認める事項 別紙() なし	
連絡先	株式会社〇〇〇 横浜事業所 環境保全部環境管理室 担当者氏名 〇〇 〇〇 電話番号 123-4567 (内線)	

土地登記簿の地番も併記して下さい

記録表に記載できない場合、別紙にまとめてください

該当する項目がない場合は「なし」と記入してください

記録表と同等の項目が網羅されていれば、記録表以外の書式でもOKです。

- 備考 1 事業所の名称等には、**事業所の案内図を添付してください。**
 2 移転後の所在地及び連絡先は、移転による廃止の場合のみ記入してください。
 3 条例第65条の3第1項の規定による記録は**配置図等を添付してください。**
 (A4)

《記入例》

土壤汚染有害物質使用地に係る土壤調査計画書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(報告先)
横浜市長

報告者 住 所 **横浜市〇区〇〇町〇-〇-〇**
株式会社〇〇〇 横浜事業所
氏 名 **代表取締役社長 〇〇 〇〇**
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

社印等は
不要です

横浜市生活環境の保全等に関する条例第65条の4第2項の規定により次のとおり提出します。

事業所の名称等	名 称	株式会社〇〇〇 横浜事業所	
	所 在 地	横浜市〇区〇〇町〇〇番地	
調査の種類	調査対象物質・調査地点・試料採取方法等		調査予定期間
表土調査	別紙(1)のとおり	① 調査機関の概要 ② 調査対象地の概要 ③ 調査対象物質 ④ 調査方法 ⑤ 調査スケジュール など	〇〇年〇月〇日 〇〇年〇月〇日
土壌ガス調査	別紙(1)のとおり		〇〇年〇月〇日 〇〇年〇月〇日
ボーリング調査	別紙()のとおり		年 月 日 年 月 日
地下水調査	別紙()のとおり		年 月 日 年 月 日
その他調査	別紙()のとおり		年 月 日
連絡先	株式会社〇〇〇 横浜事業所 環境保全部環境管理室 担当者氏名 〇〇 〇〇 電話番号 123-4567 (内線)		

ボーリング調査や地下水調査などを追加で調査する場合は、別途調査計画書を提出する必要があります。

該当しない調査は斜線を引いてください

備考 1 事業所の名称等には、事業所の案内図を添付してください。
2 調査事項には**配置図、調査地点図等**を添付してください。

(A4)

《記入例》

土壤汚染有害物質使用地に係る土壤調査報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(報告先)
横浜市長

報告者 住 所 **横浜市〇区〇〇町〇-〇-〇**
株式会社〇〇〇 横浜事業所
氏 名 **代表取締役社長 〇〇 〇〇**
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

社印等は
不要です

横浜市生活環境の保全等に関する条例第65条の4第3項の規定により次のとおり報告します。

事業所の名称等	名 称	株式会社〇〇〇 横浜事業所	
	所 在 地	横浜市〇区〇〇町〇〇番地	
調査の種類	調査対象物質・調査地点・試料採取方法等		調査実施期間
表土調査	別紙(1)のとおり		平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日
土壌ガス調査	別紙(1)のとおり		平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日
ボーリング調査	別紙()のとおり		年 月 日 ～ 年 月 日
地下水調査	別紙		年 月 日 ～ 年 月 日
その他調査	別紙		年 月 日 ～
連絡先	株式会社〇〇〇 横浜事業所 環境保全部環境管理室 担当者氏名 〇〇 〇〇 電話番号 123-4567 (内線)		

⑥ 調査機関の概要
⑦ 調査対象地の概要
⑧ 調査対象物質
⑨ 調査結果
⑩ 調査スケジュール など

表層土壤調査で基準超過がみられたため、ボーリング調査まで実施した場合はボーリング調査結果も併せて報告できます。

該当しない調査は斜線を引いてください

備考 1 事業所の名称等には、事業所の案内図を添付してください。
2 調査事項には**配置図、調査地点図等**を添付してください。

(A4)

《記入例》

土壤汚染有害物質使用地に係る土壤汚染対策計画書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(報告先)
横浜市長

報告者 住 所 **横浜市〇区〇〇町〇-〇-〇**
株式会社〇〇〇 横浜事業所
氏 名 **代表取締役社長 〇〇 〇〇**
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

社印等は
不要です

横浜市生活環境の保全等に関する条例第65条の4第4項の規定により次のとおり提出します。

事業所名称等	名 称	株式会社〇〇〇 横浜事業所	
	所 在 地	横浜市〇区〇〇町〇〇番地	
処 理 対 策 の 内 容	(対象物質、対策範囲、対策方法等) 別紙のとおり		
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 土壤調査結果の概要 ② 措置に係る詳細調査の結果 ③ 措置の方法とその工程 ④ 措置実施中の進行管理方法 ⑤ 周辺環境保全方法 ⑥ 措置完了確認方法 ⑦ 措置に係る記録の保管方法 ⑧ その他必要な事項 ⑨ </div>		
	<input type="checkbox"/> 現地内処理対策		<input checked="" type="checkbox"/> 現地外処理対策
処理対策予定期間	平成〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇年〇〇月〇〇日		
連 絡 先	株式会社〇〇〇 横浜事業所 環境保全部環境管理室 担当者氏名 〇〇 〇〇 電話番号 123-4567 (内線)		

どちらかに✓を
入れて下さい

- 備考 1 事業所名称等には、事業所の案内図を添付してください。
2 調査事項には**配置図、調査地点図等**を添付してください。

《記入例》

土壤汚染有害物質使用地に係る土壤汚染対策完了報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(報告先)
横浜市長

報告者 住 所 横浜市〇区〇〇町〇-〇-〇
株式会社〇〇〇 横浜事業所
氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

社印等は
不要です

横浜市生活環境の保全等に関する条例第65条の4第5項の規定により次のとおり報告します。

事業所名称等	名 称	株式会社〇〇〇 横浜事業所	
	所 在 地	横浜市〇区〇〇町〇〇番地	
処 理 対 策 の 内 容	(対象物質、対策範囲、対策方法等) 別紙のとおり		
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ⑩ 措置の概要 ⑪ 措置の対象の汚染土壌の範囲及び量 ⑫ 周辺環境保全調査結果 ⑬ 措置完了確認調査結果 ⑭ その他必要な事項（写真、マニフェスト等の記録類） </div>		
		<input type="checkbox"/> 現地内処理対策	<input checked="" type="checkbox"/> 現地外処理対策
処理対策実施期間	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日		
連 絡 先	株式会社〇〇〇 横浜事業所 環境保全部環境管理室 担当者氏名 〇〇 〇〇 電話番号 123-4567 (内線)		

どちらかに✓を
入れて下さい

- 備考 1 事業所名称等には、事業所の案内図を添付してください。
2 調査事項には配置図、調査地点図等を添付してください。

《記入例》

土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(報告先)
横浜市長

報告者 住 所 **横浜市〇区〇〇町〇-〇-〇**
株式会社〇〇〇 横浜事業所
氏 名 **代表取締役社長 〇〇 〇〇**
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

社印等は
不要です

横浜市生活環境の保全等に関する条例第65条の5第1項の規定により次のとおり報告
します。

事業所の名称等	名 称	株式会社〇〇〇 横浜事業所
	所在地	横浜市〇区〇〇町〇-〇-〇 横浜市〇区〇〇町〇〇番地 ※書ききれない場合は別紙にまとめて下さい
土地形質変更予定年月日	土地汚染有害物質使用地の位置及び区域	別紙(1) 形質変更面積〇〇〇㎡
形質変更の理由及び利用計画		平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
条例第65条の3第1項の規定による記録		老朽化した研究棟を建て替えるため
		(1)事業所の敷地の利用の状況の概要 別紙(1) (2)事業所の敷地の造成の状況の概要 別紙(2) (3)事業活動の概要 別紙(3) (4)土壤汚染有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況 別紙(記録表) (5)ダイオキシン類対策措置法第28条第1項及び第2項の規定に基づく測定結果 別紙() なし (6)施設の破損、事故等による土壤汚染有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量 別紙(記録表) (7)土壤汚染有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路 別紙(記録表) (8)排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所 別紙(記録表) (9)土壤汚染有害物質を含む廃棄物の埋め立て等の有無、時期、場所及び量 別紙(記録表) (10)施設撤去時において土壤汚染有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所 別紙() なし (11)地形、地質等の概要 別紙(4) (12)その他市長が特に必要と認める事項 別紙() なし
連絡先		株式会社〇〇〇 横浜事業所 環境保全部環境管理室 担当者氏名 〇〇 〇〇 電話番号 123-4567 (内線)

土地登記簿の地番も併記して下さい

記録表に記載できない場合、別紙にまとめてください

該当する項目がない場合は「なし」と記入してください

記録表と同等の項目が網羅されていれば、記録表以外の書式でもOKです。

- 備考 1 事業所の名称等には、**事業所の案内図を添付してください。**
2 移転後の所在地及び連絡先は、移転による廃止の場合のみ記入してください。
3 条例第65条の3第1項の規定による記録は**配置図等を添付してください。**
(A4)

《記入例》

土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壤調査計画書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(報告先)
横浜市長

報告者 住 所 **横浜市〇区〇〇町〇-〇-〇**
株式会社〇〇〇 横浜事業所
氏 名 **代表取締役社長 〇〇 〇〇**
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

社印等は
不要です

横浜市生活環境の保全等に関する条例第65条の5第2項の規定により次のとおり提出します。

事業所の名称等	名 称	株式会社〇〇〇 横浜事業所	
	所 在 地	横浜市〇区〇〇町〇〇番地	
調査の種類	調査対象物質・調査地点・試料採取方法等	調査予定期間	
表土調査	別紙(1)のとおり	〇〇月〇日	〇〇月〇日
土壌ガス調査	別紙(1)のとおり	〇〇月〇日	〇〇月〇日
ボーリング調査	別紙()のとおり	年 月 日	年 月 日
地下水調査	別紙()のとおり	年 月 日	年 月 日
その他調査	別紙()のとおり	年 月 日	
連絡先	株式会社〇〇〇 横浜事業所 環境保全部環境管理室 担当者氏名 〇〇 〇〇 電話番号 123-4567 (内線)		

- ⑪ 調査機関の概要
- ⑫ 調査対象地の概要
- ⑬ 調査対象物質
- ⑭ 調査方法
- ⑮ 調査スケジュール など

ボーリング調査や地下水調査を行う場合は、別途調査計画書を提出する必要があります。

該当しない調査は斜線を引いてください

備考 1 事業所の名称等には、事業所の案内図を添付してください。
2 調査事項には**配置図、調査地点図等**を添付してください。

《記入例》

土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壤調査報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(報告先)
横浜市長

報告者 住 所 横浜市〇区〇〇町〇-〇-〇
株式会社〇〇〇 横浜事業所
氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

社印等は
不要です

横浜市生活環境の保全等に関する条例第65条の5第2項の規定により次のとおり報告します。

事業所の名称等	名 称	株式会社〇〇〇 横浜事業所	
	所 在 地	横浜市〇区〇〇町〇〇番地	
調査の種類	調査対象物質・調査地点・試料採取方法等		調査実施期間
表土調査	別紙(1)のとおり	⑯ 調査機関の概要 ⑰ 調査対象地の概要 ⑱ 調査対象物質 ⑲ 調査結果 ⑳ 調査スケジュール など	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日
土壌ガス調査	別紙(1)のとおり		平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日
ボーリング調査	別紙()のとおり		年 月 日 ～ 年 月 日
地下水調査	別紙	表層土壤調査で基準超過がみられたため、ボーリング調査まで実施した場合はボーリング調査結果も併せて報告できます。	年 月 日 ～ 年 月 日
その他調査	別紙		年 月 日 ～
連絡先	株式会社〇〇〇 横浜事業所 環境保全部環境管理室 担当者氏名 〇〇 〇〇 電話番号 123-4567 (内線)		

該当しない調査は斜線を引いてください

- 備考 1 事業所の名称等には、事業所の案内図を添付してください。
2 調査事項には配置図、調査地点図等を添付してください。

(A4)

《記入例》

土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壤汚染対策計画書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(報告先)
横浜市長

報告者 住 所 **横浜市〇区〇〇町〇-〇-〇**
株式会社〇〇〇 横浜事業所
氏 名 **代表取締役社長 〇〇 〇〇**
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

社印等は
不要です

横浜市生活環境の保全等に関する条例第65条の5第2項の規定により次のとおり提出します。

事業所名称等	名 称	株式会社〇〇〇 横浜事業所	
	所 在 地	横浜市〇区〇〇町〇〇番地	
処 理 対 策 の 内 容	(対象物質、対策範囲、対策方法等) 別紙のとおり		
	<ul style="list-style-type: none"> ⑮ 土壤調査結果の概要 ⑯ 措置に係る詳細調査の結果 ⑰ 措置の方法とその工程 ⑱ 措置実施中の進行管理方法 ⑲ 周辺環境保全方法 ⑳ 措置完了確認方法 21 措置に係る記録の保管方法 22 その他必要な事項 23 		
		<input type="checkbox"/> 現地内処理対策	<input checked="" type="checkbox"/> 現地外処理対策
処理対策予定期間	平成〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇年〇〇月〇〇日		
連 絡 先	株式会社〇〇〇 横浜事業所 環境保全部環境管理室 担当者氏名 〇〇 〇〇 電話番号 123-4567 (内線)		

どちらかに✓を入れて下さい

- 備考 1 事業所名称等には、事業所の案内図を添付してください。
2 調査事項には**配置図、調査地点図等**を添付してください。

《記入例》

土壤汚染有害物質使用地に係る土地形質変更土壤汚染対策完了報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(報告先)
横浜市長

報告者 住 所 **横浜市〇区〇〇町〇-〇-〇**
株式会社〇〇〇 横浜事業所
氏 名 **代表取締役社長 〇〇 〇〇**
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

社印等は
不要です

横浜市生活環境の保全等に関する条例第65条の5第2項の規定により次のとおり報告します。

事業所名称等	名 称	株式会社〇〇〇 横浜事業所	
	所 在 地	横浜市〇区〇〇町〇〇番地	
処 理 対 策 の 内 容	(対象物質、対策範囲、対策方法等) 別紙のとおり		
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 24 措置の概要 25 措置の対象の汚染土壌の範囲及び量 26 周辺環境保全調査結果 27 措置完了確認調査結果 28 その他必要な事項（写真、マニフェスト等の記録類） </div>		
		<input type="checkbox"/> 現地内処理対策	<input checked="" type="checkbox"/> 現地外処理対策
処理対策実施期間	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日		
連 絡 先	株式会社〇〇〇 横浜事業所 環境保全部環境管理室		
	担当者氏名 〇〇 〇〇 電話番号 123-4567 (内線)		

どちらかに✓を
入れて下さい

- 備考 1 事業所名称等には、事業所の案内図を添付してください。
2 調査事項には**配置図、調査地点図等**を添付してください。

《記入例》

周知計画届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(報告先)
横浜市長

報告者 住 所 横浜市〇区〇〇町〇-〇-〇
株式会社〇〇〇 横浜事業所
氏 名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

社印等は
不要です

横浜市生活環境の保全等に関する条例第65条の6の規定により次のとおり届出ます。

事業所名称等	名 称	株式会社〇〇〇 横浜事業所	
	所 在 地	横浜市〇区〇〇町〇〇番地	
土壌汚染有害物質使用地の位置及び区域	別紙のとおり		周知開始日は、形質の変更着手前
周知の予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		① 住民説明会の開催 ② 自治会への文書又は口頭による情報提供 ③ 周辺住民へのチラシ投函 など
周知の方法	現場掲示板にて周知		
周知の対象	近隣住民		周知の範囲は、自治会相当の範囲内の住民です。
周知する土壌汚染対策の概要	別紙のとおり ※現場掲示板の場合、掲示場所		対策の概要、期間、連絡先など
その他			
連絡先	株式会社〇〇〇 横浜事業所 環境保全部環境管理室 担当者氏名 〇〇 〇〇 電話番号 123-4567 (内線)		

備考 1 事業所の名称等には、事業所の案内図を添付してください。

《記入例》

周知完了届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(報告先)
横浜市長

報告者 住 所 **横浜市〇区〇〇町〇-〇-〇**
株式会社〇〇〇 横浜事業所
氏 名 **代表取締役社長 〇〇 〇〇**
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

社印等は
不要です

横浜市生活環境の保全等に関する条例第65条の6の規定により次のとおり届出ます。

事業所名称等	名 称	株式会社〇〇〇 横浜事業所
	所 在 地	横浜市〇区〇〇町〇〇番地
土壌汚染有害物質使用地の位置及び区域	別紙のとおり	
周知の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
周知の方法	現場掲示板にて周知	
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 計画書と異なった場合、必ず記入して下さい </div>	
周知の対象	近隣住民	
周知する土壌汚染対策の概要	別紙のとおり ※現場掲示板の場合、掲示場所	
その他		
連絡先	株式会社〇〇〇 横浜事業所 環境保全部環境管理室 担当者氏名 〇〇 〇〇 電話番号 123-4567 (内線)	

備考 1 事業所の名称等には、事業所の案内図を添付してください。

措置の種類と地下水の水質の測定内容

措置の種類	対象となる土地の範囲	観測井設置箇所	水質の測定		水位の測定		
			頻度	確認事項	頻度・(期間)	確認事項	
地下水の水質の測定	土壌汚染に起因する地下水汚染が生じていない場合に実施 対象となる土地の範囲は土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できる地点とする。	1以上	・当初1年間定期的に4回以上/年 ・2～10年目1回以上/年 ・11年目以降1回以上/2年	現に地下水汚染が生じた場合には以下の措置に移行することとなる。	—	—	
原位置不溶化	措置を実施した範囲にある地下水の流れの下流側周縁	1以上	定期的に4回以上/年	地下水汚染の生じていない状態が2年継続すること	—	—	
不溶化埋め戻し	措置を実施した範囲にある地下水の流れの下流側周縁	1以上	定期的に4回以上/年	地下水汚染の生じていない状態が2年継続すること	—	—	
原位置封じ込め	汚染土壌の囲い込みを実施した範囲にある地下水の流れの下流側周縁	1以上	定期的に4回以上/年	地下水汚染の生じていない状態が2年継続すること ※1	—	—	
	汚染土壌の囲い込みを実施した範囲内	1以上	—	—	※1の要件が確認されるまで	地下水水位の上昇がないことの確認	
遮水工封じ込め	措置を実施した範囲にある地下水の流れの下流側周縁	1以上	定期的に4回以上/年	地下水汚染の生じていない状態が2年継続すること ※2	—	—	
	措置を実施した範囲内	1以上	—	—	※2の要件が確認されるまで	地下水水位の上昇がないことの確認	
遮断工封じ込め	措置を実施した範囲にある地下水の流れの下流側周縁	1以上	定期的に4回以上/年	地下水汚染の生じていない状態が2年継続すること	—	—	
土壌汚染の除去	原位置浄化	汚染土壌のあった範囲	1以上	定期的に4回以上/年	地下水汚染の生じていない状態が2年継続すること	—	—
	掘削除去	埋め戻しを行った土地	1以上	定期的に4回以上/年	地下水汚染の生じていない状態が2年継続すること	—	—
		※上記のうち措置実施前に地下水汚染が認められていない場合	1以上	1回	地下水汚染の生じていないことの確認	—	—

(出典)「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説(環境省監修、社団法人 土壌環境センター編)」P. 169